

# 航空機騒音の軽減に係る要望書

平成27年5月29日

市川市

## 航空機騒音の軽減に係る要望書

平成22年10月、羽田空港再拡張事業として新たな運用が開始されて以降、市川市上空を通過する羽田離着陸機の騒音は、本市の市民生活に非常に深刻な影響を与えており、市民も騒音影響の改善に係る取組みを強く求めている状況です。

そこで平成26年7月、市川市では、航空機騒音の軽減に向けた早期対策の検討、実施を行うこと、南風悪天時の運用については再拡張前に想定した運用比率（年間3%）通りの運用となるよう早急な原因調査及び対策を実施することなど、騒音軽減に関する5項目について対策の早期実施を強く要望したところです。

しかしながらそのような状況においても、南風悪天時の着陸機に対する具体的な騒音対策は依然として示されておらず、それどころか運用比率は年々高くなる現状を鑑みますと、もはやその原因を「気象条件によるものでありやむを得ない」との見解では、市民の理解を得ることはできません。

さらには、緊急時以外においても台風による遅延便等に対する対応として、本来、東京湾上空の飛行ルートで離着陸機を処理することとされている23時以降の時間帯においても、通常の南風悪天時の運用により市川市上空を着陸機が飛行し、市民の睡眠時間帯となる生活にまで非常に深刻な影響を与えています。このような運用は、南風悪天時の運用比率が改善されないにも関わらず、平成26年度に2度、今年度についても既に2度行われました。

今後、平成32年の東京オリンピック開催に伴う更なる増便なども考慮しますと、ますます市民生活を脅かすものと考えられますので、南風悪天時の運用に係る次の事項について早期対策の実施を強く要望いたします。また、昨年度の要望につきましても、対策を実施していただきますよう重ねて要望いたします。

1. 南風悪天時の運用について、再拡張前に想定した運用比率（年間3%）通りの運用となるよう早急な原因調査及び対策を実施すること
2. 台風による遅延便等の対応として、23時以降に着陸機が内陸部を飛行する南風悪天時の運用については、羽田空港へ向かう出発機数を制限するなど対応方法の見直しを行うことにより早急な対策を実施すること

平成27年 5月29日

国土交通省航空局長 田村 明比古 様

市川市長 大久保 博